

平成10年分所得税などの特別減税に関連し、
臨時福祉特別給付金が支給されます

平成10年分所得税などの特別減税に関連し、老齢福祉年金、児童扶養手当、特別障害者手当などの受給者と低所得の在宅寝たきり高齢者または、65歳以上の低所得のかたなどを対象に、臨時福祉特別給付金が支給されることになりました。対象となるかたは、3月25日(水)までに申請書を提出してください。

① 岩手県土金の支給対象者は

1 臨時福祉給付金の支給対象者は



- (3)遺族基礎年金等
(ア)年金証書の年金コードの先頭3桁が「275」「285」
(イ)年金証書の年金コードの先頭3桁が「645」「072」「082」
「102」

④児童扶養手当
⑤特別児童扶養手当
⑥特別障害者手当

臨時福祉給付金は、平成10年2月1日の基準日現在で、本年2月分の次に掲げる①～⑨のいずれかの年金または手当を受給できるかたが対象になります。

① **老齢福祉年金**

② **障害基礎年金等**

(ア) 年金証書の年金コードの先頭3桁が「635」「265」

(イ) 年金証書の年金コードの先頭3桁が「535」「062」

②臨時介護福祉金の支給対象者は



- 臨時介護福祉金は、平成10年2月1日の基準日現在で、平成9年度分の市区町村民税所得割が課されなかつたかた(本人が他のかたの平成9年度分の市区町村民税額の算定に際し、控除対象配偶者または扶養親族となつている場合は、そのかたがお住ま

卷之三

③臨時特別給付金の支給対象者は



以前から継続して、寝たきりまたは痴呆などの状態にあるため當時の介護を必要としている65歳以上のかた（昭和8年2月1日以前に生まれたかた）

②本年2月分の特別障害手当、障害児福祉手当または福祉手当（経過措置分）を受給できるかた

ただし、前記の①と②ともに平成10年2月1日の基準日現在で、病院診療所または老人保健施設に継続し

て3か月を超えて入院または入所（平成9年10月31日以前から入院または入所）しているかた、特別養護老人ホームなどの社会福祉施設に入所しているかた、里親に委託されているかた、

るかた、および養護委託をされてい
るお年寄りのかたには介護福祉金は
支給されません。なお、介護福祉金
は、福祉給付金や特別給付金と異な
り、寝たきりのお年寄などに対する

在宅介護の支援を目的に支給されるものであることから、同一人のかたが福祉給付金や特別給付金の支給要件に該当する場合でも支給の対象となります。

るかた、および養護委託をされてい
るお年寄りのかたには介護福祉金は
支給されません。なお、介護福祉金
は、福祉給付金や特別給付金と異な
り、寝たきりのお年寄などに対する

在宅介護の支援を目的に支給されるものであることから、同一人のかたが福祉給付金や特別給付金の支給要件に該当する場合でも支給の対象となります。

支給を受けるための手続きは、
臨時福祉特別給付金（①臨時
福祉給付金、②臨時介護福祉
金、③臨時特別給付金）の支給
を希望されるかたは、臨時福祉
特別給付金支給申請書に必要事
項を記入のうえ、下記の市役所
担当窓口へ**3月25日（水）までに**
ご提出ください。お願いいた
します。

なお、申請書は市役所担当窓
口に用意してあります。

障害者のかたは障害福祉課へ
児童扶養手当受給者は児童福祉課へ
老齢福祉年金・障害基礎年金などの
受給者は保険年金課へ

内線 172-1173-174
内線 1-78
内線 1-69
内線 1-53

除対象配偶者または扶養親族となつてゐる場合は、そのかたがお住まいの平成9年度分の市町村民税が課せられなかつた場合に限ります。)のみが対象となります。

なお、上記の①～⑨のいずれかに該当されるかたでも、平成10年2月1日の基準日において、生活保護を受給されているかたや、養護老人ホーム・身体障害者更生施設などの社会福祉施設に入所されているかたには、それぞれの制度から別途同様の措置がされますので、福祉給付金は支給されません。ただし、通所施設や軽費老人ホームなどの契約型の施設を利用されているかたには支給され

除対象配偶者または扶養親族となつて
いる場合は、そのかたがお住まいの平成9年度分の市區町村民税が課せられなかつた場合に限ります。)の